

平成29年4月1日から

介護予防・日常生活支援総合事業

が始まります。

「総合事業」ってなに？

団塊の世代の方々が全て75歳以上となる平成37（2025）年に向けて、ひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者がますます増加していくと予想されます。

高齢になっても、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者自身も要介護状態にならないように介護予防に取り組むことが非常に重要です。

そのため、住民主体の体操・運動等の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

また、何らかの支援が必要となった場合には、その方の状態に見合ったサービスの提供を行えるよう、多様な主体による多様なサービスの充実を図ります。

これらの取り組みを進めるために、介護保険制度において創設されたのが、「介護予防・日常生活支援総合事業」（総合事業）です。

なにか変わるの？

「総合事業」では、要支援の方の訪問介護、通所介護が、裏面のように「訪問型サービス」（3種類）、「通所型サービス」（3種類）と、サービスの種類が増えます。それ以外のサービス（福祉用具や訪問看護など）はこれまでと変わりません。

今使っているサービスが使えなくなるの？

現在利用されているサービスは、引き続き利用することができます。
また、新しいサービスに変更することもできますので、担当のケアマネジャーにご相談ください。

平成29年4月以降に新しくサービスを利用する方はどうなるの？

要支援認定やサービス利用の手続きは、これまでと変わりません。
個々の心身の状態に応じたサービスを利用することができます。
お住まいの区の保健福祉センター又は地域包括支援センターまでご相談ください。

＜大阪市 福祉局＞

平成29年1月発行

多様なサービスの充実

「総合事業」では、要支援の方の訪問介護、通所介護が、次のようにサービスの種類が増えます。

訪問介護（要支援 1・2の方）

(※)生活援助とは・・・

掃除、買物、洗濯、調理等のサービス

①介護予防型訪問サービス

これまでと同様に訪問介護員（ヘルパー）が身体介護・生活援助（※）を提供します。

②生活援助型訪問サービス

大阪市の研修を修了した従事者などが生活援助（※）を提供します。

③サポート型訪問サービス

閉じこもりの方や口腔機能向上や栄養改善の必要な方に大阪市の専門職が訪問支援します。

費用のめやす	サービス費用 (10割)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
① 介護予防型訪問サービス (1月あたり) (週1回程度の場合)	12,988円	1,299円	2,598円
② 生活援助型訪問サービス (1月あたり) (週1回程度の場合)	9,785円	979円	1,957円
③ サポート型訪問サービス	大阪市直営	負担なし	負担なし

通所介護（要支援 1・2の方）

①介護予防型通所サービス

入浴、食事、レクリエーション、機能訓練など、3時間以上のデイサービスを提供します。

②短時間型通所サービス

入浴、食事、レクリエーション、機能訓練など、3時間未満のデイサービスを提供します。

③選択型通所サービス

短期間で集中的に、運動器の機能向上、口腔機能向上または、栄養改善のプログラムを提供します。

費用のめやす	サービス費用 (10割)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
① 介護予防型通所サービス (1月あたり) (週1回程度の場合)	17,655円	1,766円	3,531円
② 短時間型通所サービス (1月あたり) (週1回程度の場合)	12,349円	1,235円	2,470円
③ 選択型通所サービス (1回あたり)	プログラムごとに 4,330円	433円	866円

※この他、食費などの費用の負担があります。

お住まいの区の保健福祉センター又は地域包括支援センターまでお気軽にご相談ください。